

## 戸田市公民館育成サークルの認定及び取消等に関する基準

(平成 27 年 3 月 30 日教育部長決裁)

(平成 30 年 2 月 15 日一部改定)

### ◎公民館育成サークルの定義

戸田市生涯学習計画に基づく、市民参加に支えられた「ひとづくり」「まちづくり」を育む生涯学習活動の支援を行うため、公民館において活動する団体のうち、生涯学習計画の趣旨に基づき活動する団体を、申請により「公民館育成サークル」に認定する。市教育委員会は、認定した「公民館育成サークル」を、公民館単位で登録し、その活動を支援するものとする。公民館育成サークルは、市教育委員会の実施する公民館事業に協力するとともに、公民館まつりを運営し、地域の生涯学習推進のための活動を行うものとする。「公民館育成サークル」の登録は年度ごと（6月から翌年5月）に認定するものとする。

### 1. 公民館育成サークルの新規の認定申請及び認定の更新申請手続き

新規による認定または認定の更新を希望する団体の代表者は、戸田市公民館育成サークル（認定・更新）申請書（様式1）に必要書類を添えて、毎年5月31日までに、主に活動を行っている公民館（以下、「公民館」という。）に提出する。

公民館は、提出された書類を基に、書面審査及び活動状況の調査を実施し、戸田市教育委員会事務局生涯学習課長は、その結果を、戸田市公民館育成サークル認定（更新）決定通知書（様式2）または戸田市公民館育成サークル認定（更新）不承認通知書（様式3）により、申請者に通知するものとする。

### 2. 認定・更新条件

- ① 1年以上継続的に同一の公民館で活動している団体で、引き続き継続的に活動する見込みがあること。
- ② 新規による認定申請の場合、会員数が7人以上であること。ただし、更新の場合は、おおむね5人以上であること。
- ③ 代表者が戸田市民であること。
- ④ 会員について、主に戸田市民（市内在住、または在勤・在学者）を構成員とすること。
- ⑤ 団体の運営が会員相互の自主的な運営であり、講師の営利目的の私塾等ではないこと。（※）

- ⑥会員の入会、退会に制限がないこと。
- ⑦会費の金額が月額 5,000 円を超えないこと。
- ⑧市の公民館事業や地域の生涯学習を推進するための活動への協力や参加が可能であること。
- ⑨認定・更新申請に係る審査に必要な提出書類を完備していること。

(※) ⑤の「自主的」とは、

会の名称、指導者の選定、代表者及び役員を選出、会費の金額、指導者への謝礼の金額などが会員相互の民主的な決定により運営されていること。指導者が運営に介入することや入退会の強制はあってはならない。

### 3. 提出書類

戸田市公民館育成サークル（認定・更新）申請書（様式1）に添付して提出する書類は、次のとおりとする。

- ① 会則または規約など（以下、「会則等」という。）

【新規認定申請時及び会則等変更後の更新申請時のみ添付】

- ② 前年度の決算書及び事業報告書（様式6・7）

【新規認定申請時のみ添付】

- ③ 本年度の予算書及び事業計画書（様式8・9）

【新規認定申請時のみ添付】

### 4. 公民館育成サークルの活動場所の変更

公民館育成サークルが主な活動を行う公民館を変更する場合は、新たに活動する公民館に、戸田市公民館育成サークル（認定・更新）申請書（様式1）を提出するものとし（添付書類は必要に応じて省略できるものとする）、当該団体が、引き続き認定・更新条件を満たしているときは、当該公民館における「公民館育成サークル」として登録するものとする。申請に対する決定については、戸田市公民館育成サークル認定（更新）決定通知書（様式2）または戸田市公民館育成サークル認定（更新）不承認通知書（様式3）により、生涯学習課長が行うものとする。

### 5. 公民館育成サークルの役割、組織及び公民館まつり

- ①サークル活動を通じて、広く地域の生涯学習の機会を提供すること。
- ②公民館育成サークル相互の親睦や情報交換の場として、公民館サークル連絡協議会を組織することができる。加えて、同協議会の構成員として会議に参加し、意見を述べるができる。また、同構成員で組織した公民館

まつり実行委員会により公民館まつりの運営を行うものとする。

- ③公民館育成サークルの活動による社会教育の啓発を目的とする、活動成果の発表の場として、公民館まつりの開催期間中、会場となる福祉センター（公民館）の会議室等を利用することができるものとする。

#### 6. 公民館育成サークルの認定取消及び認定取り下げ

- ①市教育委員会は、公民館育成サークルが、認定条件に適合しなくなったと判断できる場合、当該公民館育成サークルに対し、戸田市公民館育成サークル認定取消通知書（様式4）により認定を取消したことを通知することができる。
- ②公民館育成サークルの認定取り下げの申し出は、戸田市公民館育成サークル認定取り下げ届（様式5）により行うものとする。この場合、生涯学習課長は様式5の記載日をもって公民館育成サークルの認定登録を抹消するものとする。